

国民体育大会に向けた市町競技施設整備への支援について

1 目的

- (1)市町の財政負担を軽減し、競技施設の整備促進を図り、国体の円滑な運営に資する
- (2)本県のスポーツ環境の整備に資する

2 実施予定年度

平成28年度～平成36年度

ただし、中央競技団体の正規視察前に交付申請することができる整備事業は、交付申請時点で国体施設基準を満たすために事業実施が必要不可欠であることが明確であるものに限る。

※平成28年度において補助対象事業がない場合は、次年度以降とする。

3 補助対象事業

市町が行う競技施設整備事業のうち、以下のいずれかの要件を満たす事業

- (1)国民体育大会施設基準を満たすため必要不可欠な整備事業
- (2)中央競技団体正規視察時の指摘事項のうち競技実施のための必要最小限の整備事業
- (3)国体競技開催時における参加者の危険防止のために必要不可欠な整備事業

4 事業区分、補助率、補助限度

区分		補助率等	
一般競技施設	特殊競技施設以外の競技施設	新設および既存施設の改修、改築または増築	①補助率：1/2(国庫補助金等を除き) ②補助限度額：1施設につき1億円まで ※「改築・増築」については、改築・増築後の施設において、改築・増築前の施設との比較で拡張となる面積相当分を対象とする。 ※「新設」については、新設施設において、当該市町有施設の中で最も規模が大きい同種の施設との比較で拡張となる面積相当分を対象とする。
特殊競技施設	県内に国民体育大会施設基準を満たす施設がなく、国体及びリハーサル大会開催に合わせて常設または仮設により整備する競技施設	仮設	①補助率：10/10(国庫補助金等を除き) ②補助限度額：知事が必要と認める額
		常設	①補助率：2/3(国庫補助金等を除き) ②補助限度額：知事が必要と認める額